

ガイドラインの内容

第1 目的

1 目的

本ガイドラインは、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年告示第7号））等とあいまって

- ・交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ・適正な労働時間等の管理及び走行管理
- ・教育や健康管理の実施
- ・荷主及び元請による配慮

等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインによる対策の対象とする交通労働災害は道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害です。

3 事業者及び運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害対策の積極的な推進を図りましょう。

労働者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止のため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する措置に協力し、交通労働災害の防止に努めましょう。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

交通労働災害防止に関する管理者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、役割、責任、権限を定めるとともに、管理者に対し必要な教育を行いましょう。

調査結果によると安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害等が発生しやすくなります。

2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行い、その方針に基づき安全衛生目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間等の管理、教育の実施等を含む安全衛生計画を作成し、その計画の実施、評価及び改善を行いましょう。

3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等で交通労働災害防止に関する事項について調査審議を行いましょう。